

平成24年度

事業計画書

社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会

目 次

基 本 方 針	2
I 企画調整部門	
総 務 係	3～4
地域福祉係	5～10
II 総合相談・支援部門	
地域包括支援センター事業	11～14
紀北障がい者総合支援センター事業	15～19
III 介護サービス部門	
居宅介護支援事業所	20
訪問介護事業所	21～22
訪問入浴事業所	23
尾鷲社協デイサービスいきいき	24
輪内デイサービスセンター	25～27
IV 輪内高齢者サービスセンター	28

平成24年度 事業計画書

基本方針

昨年度は東日本大震災・福島原発事故や台風12号による紀州地域の災害など日本全国において多くの災害に見舞われ、その影響はまだまだ続いております。

震度5を越える地震が全国で多発しており、近い将来に必ず起こる東海、東南海、南海地震への備えが必要になります。

この大災害を機に地域の絆、社協の絆、家族の絆などの大切さが叫ばれ、地域社会を新たに見直すことが重要になってきております。

今年度は介護保険法改正や障がい者自立支援法改正つなぎ法案など高齢者や障がい者に対する施策が変わる中、支援していく体制の強化が必要になってきています。

このような中で、地域福祉係においては、赤い羽根共同募金事業を積極的に進め、この配分により地域や世代間を越えた連携を更にすすめていくことや地域活動の担い手を確保していきたいと考えています。

障がい者総合相談支援センター『結』は、計画相談支援事業所として新たに指定を受け、紀北地域の障がい者のケアプラン作成を3年間かけて行い、個々の要望を聞き、きめ細かなケアを行っていきます。

介護保険法改正により、介護事業所は収入の減収が見込まれ、昨年以上の経営安定に向けた取り組みが必要になります。地域包括支援センターは、その存在意義が大変重要になり、その事業の更なる充実が求められています。

また、福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンターの指定管理を受け、福祉、保健の活動の拠点として、あるいは輪内地区における地域福祉の拠点として活用し、住民サービスに努めていかなければなりません。

こうしたなかで、次の重点目標を定めて役職員一同まい進していきます。

重点目標

1. 共同募金運動の充実
2. 地域福祉活動の充実
3. 総合相談支援体制の充実
4. 権利擁護事業の推進
5. 介護事業所の経営改善

I 企画調整部門

1 総務係

1. 社協活動体制の強化

(1) 会務の運営

イ. 役員会の開催

理事会 (年5回)

評議員会 (年4回)

ロ. 必要な部会・委員会等の設置と定期的な開催

ハ. 定期的な監査の実施 (年4回)

(2) 事務局体制の強化

イ. 所属長会議の充実による事業強化と、各係及び社協輪内分室との連携強化、総合調整

ロ. 各係参画による事業経営検討会議の定期的な開催と、中期、長期事業計画の策定

ハ. 介護事業等の必要な職員の確保と、介護支援専門員、介護福祉士等専門資格取得の奨励

ニ. 職員研修体制の強化・充実

・初級、中堅職員研修、管理職員研修等への参加

・職員の意識改革と資質向上を図るため、職員研修、課題別研修、

・安全運転講習の開催、救急講習等の参加

・東海北陸ブロック、県等の研修会への参加

ホ. 事務処理の効率化

ヘ. 適切な会計処理と経営体制の確立

ト. 情報公開に対応した文書管理と、個人情報の保護

(3) 災害時における避難者安全確保体制と、資機材の確保

イ. 災害時における職員災害応急体制の確立と、有事における避難者受入

ロ. 災害時活動機材の備蓄

ハ. 小災害に対する見舞い、日用物資の援助

ニ. 各係協働で災害を想定した災害訓練の実施、対応マニュアルの作成

(4) 尾鷲市福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンターの管理・運営

イ. 尾鷲市より施設指定管理者の指定を受け、効果的な管理、運営を行う。

ロ. 館内施設機能の有効活用及び利用者のニーズの把握と適切な対応

ハ. 地域福祉、保健向上、市民交流のための有効な活用

ニ. 市民交流センターとして効果的な有効利用

ホ. 災害時における避難収容施設として受け入れ体制の整備

2. 地域福祉財源の確保

- (1) 公的財源の確保
 - イ. 委託事業及び補助事業の確保
- (2) 自主財源の確保
 - イ. 善意銀行寄付金品の受配と、地域福祉基金の効果的な運用

3. 近隣社協の連携強化

- (1) 近隣社協との連携強化と協力体制の強化を図り、研修会の開催や広域的な活動の展開、災害時協力体制の推進
- (2) 市町社協地域会議の参加により活動の連携を強化

4. 福祉団体活動との連携と活動支援

- (1) 尾鷲市老人クラブ連合会との連携と支援
 - ・老人クラブ連合会活動と連携した効果的な事務・事業の実施
 - ・高齢者友愛訪問事業への支援
- (2) 民生委員児童委員協議会活動との連携強化
- (3) 尾鷲市遺族会との連携と支援
 - ・尾鷲市戦没者追悼式の共催

5. 苦情解決体制の構築

- (1) 苦情相談室の運営
 - イ. 苦情解決体制の確保
 - ロ. 苦情解決責任者・苦情解決担当者の設置
- (2) 第三者委員の委嘱
- (3) 第三者委員会の開催（随時・定期委員会年2回開催）
- (4) 第三者委員の研修（年1回）
- (5) 苦情内容の記録、保存の管理
- (6) 運営適正化委員会等の関係機関との連携、報告
- (7) 事業所内での職員研修の開催
- (8) 職員の質の向上、苦情の透明性の確保
- (9) 住民への情報提供・広報活動、事業所内でのポスター掲示
- (10) 地域からの要望、意見、苦情を吸い上げられる体制づくり

2 地域福祉係

1. 地域福祉活動推進事業

(1) 地区福祉委員会の活動しやすい体制づくり

イ. 「高齢者ふれあいサロン」および「あったかふれあい訪問活動」を通じた地域における見守り活動の維持

ロ. 社協会費等による、委員会活動の資金支援

ハ. 新規結成に向けての懇談会開催と、初回活動への企画活動支援

ニ. 研修会を通し、新たな取り組みの開発

※ホ. 安心安全な活動への支援強化

「高齢者ふれあいサロン」、および「あったかふれあい訪問活動」開催時のボランティア行事用保険加入啓発強化

※へ. 世代や地域を超えた地域活動にむけて

赤い羽根共同募金の「世代間交流助成金」の活用を促進し、世代を超えたつながりをさらに深める。

※ト. 各種会議の充実

目的：活発な意見交換・課題の共有化・地区同士の連携を強めていくため、互いの活動現状の理解と活動しやすい環境づくりの強化をめざす。

①各地区および地区合同座談会を開催（年複数回）

②代表者懇談会を年1回（1月）開催

(2) ※地域活動の担い手確保の促進

目的：現任の地区福祉委員会の後継者不足の課題や、新たな地区福祉委員会発足にむけ、紹介カードの推進で、地域の人材を発掘する。

イ. 紹介カードの作成と促進

ロ. 官公庁など、ボランティア休暇が認められる事業所に対し活用を促進し、地域活動への理解を深める。

(3) ※小地域安心生活支援モデル構築事業

県社協助成（1事業50万円）を活用し、地区福祉委員会およびボランティア団体の企画力・広報力アップ等講座開催する。（予定）

(4) コミュニティーワーカー・社協マンとしての資質向上

積極的に他市町社協の活動を積極的に学びや他社協職員との交流を深め、職員の資質向上を図る。

- イ. 全国社会福祉協議会コミュニティーワーク研修
 - ・開催地：県外 具体的な開催地は未定（23年度＝石川県金沢市）
 - ・期間：2泊3日

2. 赤い羽根共同募金運動の推進『じぶんの町を良くするしくみ』づくり強化

(1) 地域を巻き込んだ募金活動基盤の強化

- イ. この地域の課題や募金活動に関する現状の把握し、自治会をはじめとした、各協力団体との連携や広報啓発を年間通して行う。
- ロ. 戸別募金・街頭募金・イベント募金活動での積極的な市民へのPR活動。
- ハ. 市内の企業、団体、官公庁など、職域募金・事業所募金の維持・拡大を目指す。
- ニ. 福祉教育の観点から学校募金活動と配分事業への参加を促し、若い世代の子どもたち、その保護者に関心をもってもらおう。
- ホ. 配分を受ける団体への、募金活動の推進。
- ヘ. 尾鷲市共同募金委員会の充実
 - ①改選時期に伴う委員会の充実
 - ②年2回の委員会開催と、適正な配分金事業の実施

(2) 募金配分金による事業の充実

- イ. 世代間交流事業（二次配分金事業）
 - 世代を超えた人と人のつながりをもてる町づくりを取り戻すことを目的に、既存する自治会組織で活動している行事等に対し、資金の支援配分をおこなう。
 - 1 団体：上限3万円までの助成（5団体）
- ロ. 障がい児者団体への配分金事業
 - 地域で当事者やその家族が社会参加や自立をするため開催している活動や各種行事に対して、その活動の維持・充実を図るために二次配分をおこなう。
 - 1 団体：上限5万円までの助成
- ハ. おしゃべりほのぼのサロン事業の実施
 - 地域高齢者をはじめとする仲間同士が、おしゃべりや交流・健康づくりを通して生きがいづくり、孤独感の解消を図る。
 - 尾鷲 地区：月2回 福祉保健センター 九鬼地区：月1回 九鬼公民館
 - 早田 地区：月1回 早田公民館 須賀利地区：月1回 須賀利公民館
- ニ. 市内福祉協力校の福祉教育の充実にむけて
 - ①福祉協力校（指定11校）への助成金支援

ホ. 子育て支援事業

各関係機関を情報の共有と協働を図り、地域に住む子育て世代の住みやすい街づくりをめざすために行う。

- ①子育てグッズ 無料レンタル（チャイルドシート、ベビーカー、ベビーベッド）
- ②子育て応援 リサイクル（自宅で不要になった物品の仲介）
- ③子育てママの仲間づくりや遊び場としての、児童コーナーの自由開放デー開催
第2土曜日(13:30～15:00) 第4月曜日(9:30～11:00)

- ④パパママ安全講習会の開催（託児付講習会）

万が一の子供の事故や急病に備えた応急手当の講習会開催。

講師：日本赤十字社職員 回数：年1回（2月開催予定）

- ⑤子どもイベントの開催

夏休み・冬休みを活用した福祉教育の充実（年2回7月下旬・12月上旬）

- ⑥福祉本・子育て情報コーナーの充実と絵本の貸出

1階の市民ロビーに情報コーナーを設置し、福祉本や絵本の貸出を行うとともに、市内の子育て情報を周知する。

※⑦市内子育て支援事業担当者懇談会の開催（年2回 6月中旬、3月）

担当者同士の連携、行事予定、講師等の情報共有

3. ボランティアセンター事業

(1) ボランティア相談の充実

イ. 相談機関としてのPR活動とコーディネート力の強化に努める。

ロ. コーディネーターとして積極的に地域に出向き、ニーズの掘り起こし、低迷化するボランティア活動の見直しや新たなボランティアの形を知り、地域に見合った企画立案に実施強化に取り組む。

(2) 各団体の活動しやすい体制づくり

イ. ボランティア室の有効活用のPRと環境設営

ロ. グッズや機材等の貸し出しによる、充実した活動を支援

ハ. 万が一の事故に備えたボランティア保険加入支援（一人あたり100円助成）

(3) 各種講座の開催

イ. シニア向け講座開催

地域の元気なシニア世代が、いきいきとしたシニアライフが送れるよう、生活に必要な各種講座を開催する。

対象者：一般市民 回数：年1回から2回程度 講師：外部講師

ロ. ※しゃきょう、子ども講座の開催

福祉教育の観点から、子ども達の中にやさしさと思いやりの心を育み、地域

社会の一員として学習してもらうよう、様々な体験講座を開催する。

対象者：小学生 回数：年4回

講師：地域の各種団体、ボランティア、社協職員

ハ. ※放課後学童保育への福祉講座、工作講座の実施

福祉や様々な体験を行い、放課後学童保育の充実に協力をする。(年複数回)

(4) ※ボランティアセンター広報紙の発行

ボランティアセンターを初めとする外部からの助成金情報など、ボランティアセンター登録団体に定期的に広報紙を発行。(年4回程度)

(5) ※全国ボランティアフェスティバルへの参加

今年度9月29～30日、「全国ボランティアフェスティバルみえ」が三重県内で開催予定であるので、三重県社協が中心となって開催する部会部員として、他市町社協とともに企画運営に参加する。

(6) ※福祉作文コンクールの募集と大会第2部の充実

市内小中学校の児童生徒に、福祉に関する作文を夏休み期間中に募集し、選考委員会を経て決定した最優秀賞・優秀賞対象者に対し、福祉大会第2部で、作品朗読発表を行う。

(7) 団体助成金事業

地域の希望団体に対し、その団体の活動の充実に資する為、助成金支援をおこなう。

(8) 災害体制づくり

ボランティアセンターが中心となって、研修会等に積極的に参加し、知識を習得して社会福祉協議会全体として取り組む。

4. 福祉教育事業の推進

- (1) 協力校との情報交換・相互理解のため連絡会議の開催 年1回(6月上旬)
- (2) 福祉教育・ボランティア体験事業の実施
- (3) 資格取得に関する研修希望者および実習生の受入と支援

5. 社協会員制度の推進

- (1) 現状の会費制度の見直しと、集まった会費の効果的な活用とわかりやすい周知。

6. 総合相談事業

- (1) 社会福祉協議会としてのあらゆる相談への対応と関係機関との調整
- (2) 専門職による相談 : 弁護士による無料法律相談の実施(月1回 第3水曜)

7. 資金等の貸付事業の実施

- (1) 生活福祉資金の貸付相談
- (2) ※福祉金庫一時貸付相談
 - イ. 相談体制の充実
 - ロ. 就労相談、就労後のフォローアップの強化
 - ハ. 新規貸付者および滞納者への計画的な償還のための訪問指導活動の強化
- (3) 高額療養費の貸付相談

8. 援護事業の実施

- (1) 災害に対する援護活動
- (2) 子どもの日すこやか事業（児童支援事業）
- (3) 小学校卒業記念品贈呈事業（母子父子支援事業）

9. 日赤募金運動への協力

- (1) 募金協力団体・協力員との連携強化と日赤募金活動の実施
- (2) 災害時の日赤奉仕団活動の推進
- (3) 赤十字義援金及び救援物資の取り扱いと配布
- (4) 救急法講習会の開催
- (5) 地区行事での炊き出し訓練指導

10. 福祉団体活動支援

- (1) 身体障がい者互助会活動支援（役員会、総会、新年会、交流会、研修会等）

11. 貸館業務の実施

- (1) 福祉保健センターの利用しやすい貸館管理
- (2) センターの有効活用として設置している、福祉本、児童書の貸し出しを行う。

12. 各種大会等の開催

- (1) ※尾鷲市社会福祉大会開催と内容の充実
ボランティアセンターで、夏休み期間中の市内小中学校の児童生徒に、福祉に関する作文募集し、選考委員会で最優秀賞・優秀賞と決定した作品を、大会第2部で作品朗読発表することで、福祉大会の充実と児童の保護者など、若い世代の市民に対し、福祉への関心を高める機会にする。

(2) 尾鷲市ふれあいスポレク祭2012の開催

障がいの有無に関わらず、スポーツ・レクリエーションを通して交流する機会を提供し、障がいのある方の健康維持・機能の向上を図ると共に、地域住民が「障がい」について理解を深め、障がいのある方の地域社会への参加促進を図ることを目的に開催する。

1 3. 紀北地域権利擁護センター事業 (三重県社会福祉協議会受託事業)

(1) 充実した利用者支援の実施

- イ. 利用者との信頼関係の構築とプライバシー保護
- ロ. 聞き取り調査による状況把握
- ハ. 利用者本位に基づいたサービス計画の立案と適切な支援
- ニ. 定期的な利用に関する本人の意思確認と計画の修正
- ホ. 各種預かりサービスの適正な管理と定期監査の実施
- ヘ. 法人後見等を見据えた、利用解約者に対する助言支援

(2) 困難ケースへの迅速な対応

(3) 他機関との連携

近隣のサービス提供事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との、連携の強化

(4) 専門員・生活支援員としての資質向上

支援技術などの資質向上にむけた、専門員・生活支援員研修の開催。

(5) 月1回の締結審査会への出席

1 4. 成年後見人制度における利用者支援事業

(1) 事業概要

- イ. 成年後見人制度に関する一般相談
- ロ. 広報啓発
- ハ. 社協の法人後見受任に関する事業

(2) 受任ケースの具体的支援

- イ. 利用者との信頼関係の構築とプライバシー保護
- ロ. 身上監護による日常生活の見守り
- ハ. 日常の金銭管理及び必要な行政諸手続き
- ニ. 適正な財産管理
- ホ. 裁判所等への適正な報告
- ヘ. 適正な監査の実施 (年1回程度)

II. 相談支援部門

1 地域包括支援センター（受託事業）

[基本方針]

尾鷲市の高齢者が住み慣れた地域で、できる限り要介護状態にならないように、「地域包括ケア」の考え方を基本とし、保健・医療・福祉サービスをはじめ、多様な支援を包括的かつ継続的に提供していく。また、配置している各専門職種の専門知識や技能など質の向上に努め、ネットワークの充実と連携を強化し個別ケアを実施する。

【実施主体】 紀北広域連合、尾鷲市

【事業種目】 包括的支援事業、任意事業、介護予防事業

[重点目標]

- (1) 認知症患者や家族が安心して生活し支え合いができるまちづくりのため、関係機関や地域との協働を目指します。
- (2) 地域に不足しているサービスのニーズ調査やそれに伴う社会資源およびサービスの開発や導入にむけての働きかけを行っていきます。
- (3) 個々の高齢者の状態に応じた適切なサービスと地域の活動等を組み合わせての介護予防を推進していきます。

[人員配置]

代表者 1名

管理者 1名

保健師 常勤 2名

社会福祉士 常勤 2名 （常勤1名はケアプラン作成専属）

主任介護支援専門員 常勤 2名 （常勤1名は管理者兼務）

介護支援専門員 常勤 1名

事務補助員 常勤 1名

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援

地域に住む高齢者が安心して暮らしていけるよう、専門的に問題解決に導く機能を確立し、関係機関との連携、ネットワークの構築を図っていく。

イ. 総合相談窓口の設置

地域の高齢者および関係者を対象として、総合的な相談窓口を設置し、包括的な相談援助を行う。

ロ. 地域包括支援センターの周知

尾鷲市社会福祉協議会の広報誌への記事の記載※「包括だより」の発行や事業における訪問活動を中心に地域包括支援センターの周知を図っていく。

ハ. 地域ケア会議の開催

尾鷲市より委嘱された行政・福祉・保健・医療関係者等を委員として、地域ケア・介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供等も必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整の推進を行う。

(2) 権利擁護

地域に住む高齢者が権利を侵害されることなく尊厳ある生活と人生を送れるよう高齢者本人の権利を擁護していく。

イ. 高齢者虐待の防止

- ① 高齢者虐待相談窓口の設置及び高齢者虐待防止に関する周知・啓発を行うとともに行政担当部局（市役所福祉保健課高齢者・児童係）及び関係機関と連携して問題の解決を行う。
- ② 福祉・医療関係者を対象に高齢者虐待防止に関する体制整備を行うためマニュアル原案の検討や意見交換会を開催する。

ロ. 認知症高齢者への支援

- ① 認知症サポーター養成講座を開催する。
- ※② 医療機関への働きかけを行い、認知症患者を地域で支えるための体制を整えていく。
- ③ 認知症があり徘徊する高齢者を地域で見守る「見守りネットワーク（仮称）」の構築等に向けた支援活動を実施する。

ハ. 福祉制度の活用

- ① 必要に応じて地域福祉権利擁護事業の活用を支援する。
- ② 必要に応じて成年後見制度の活用を支援する。
- ※③ 出前講座を開催し各種制度の説明を行い利用を支援する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の円滑で一体的なサービス利用や高齢者の状況やその変化に応じて継続的な支援が受けられるよう、福祉・保健・医療の各専門機関及び専門職種とのネットワークを構築していく。

イ. 居宅介護支援事業所連絡会議の開催（年4回）

市内及び近隣の居宅介護支援事業所の代表等の参加を集い、社会資源やサービスの開発・導入にむけての調査・検討を行うための会議を開催する。

ロ. 関係機関との連携体制づくり

病院や施設への入退所（院）に際して、在宅と施設・病院の間で継続的なケアマネジメントを実施し、地域での生活が円滑に行えるよう支援する。

ハ. 事例検討会の開催

介護支援専門員を支援してそのケアマネジメント力を高めていくため、居宅介護支援事業所が担当する処遇困難事例等についての事例検討会を実施する。

ニ. 研修会の開催

居宅介護支援事業所やサービス事業所向けに研修会を開催する。

(4) 介護予防ケアマネジメント

加齢に伴う身体状況及び環境の変化に応じて、さまざまな社会資源を活用しながら、高齢者ができる限り要介護状態とならず、自立した生活が送れるよう介護予防を支援するとともに普及を図る。

イ. 要支援認定者の介護予防ケアマネジメント

毎月、約215名の利用対象者を見込み、約140名の予防ケアプランを地域包括支援センターで作成し、約75名の予防ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託する。

ロ. 二次予防事業対象者（旧特定高齢者）の介護予防ケアマネジメント

①二次予防事業対象者からの事業への参加意向のある者に対してケアマネジメントを実施し必要に応じて介護予防計画の作成及び訪問による介護予防指導を行う。

※②介護保険非該当者及び相談者のうち基本チェックリストに該当された方は二次予防事業への紹介や動機づけ支援を行う。

2. 任意事業

(1) 介護給付費等費用適正化事業

イ. ケアプラン点検事業（紀北広域連合主催）

①ケアプランの内容が「自立支援」に資する適切な内容となっているかを、ケアプラン作成者の介護支援専門員とともに検証確認しながら、良い気づきを促すことにより質の高い高齢者支援となることを目的とする。（紀北広域連合、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員、地域包括支援センターの主任介護支援専門員で実施）

(2) 家族介護支援

イ. 介護者の会の開催（年4回）

①高齢者を介護する家族の精神的負担軽減と相互の情報交換を目的とした交流会を開催する。

②介護者の介護技術を向上させ、介護負担を軽減させるための研修会を開催する。

③認知症の方を介護されている家族の交流の目的に「つどい・交流会」を開催する。

（認知症の人と家族の会三重支部との共催）年4回

(3) 福祉用具・住宅改修利用支援

イ. 福祉用具の利用支援

福祉用具の利用について、相談・助言及び利用支援を行う。

ロ. 住宅改修の利用支援

住宅改修に関する相談・助言及び住宅改修にかかる必要書類の作成を行う。

3. その他

(1) 各種研修会への参加

(2) 各種会議への出席

- ・地域包括支援センター運営協議会（年2回）
- ・東紀州地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ・東紀州・伊勢地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ・グループホームわらべ運営推進会議
- ・グループホームしあわせ運営推進会議
- ・あいあい日向グループホーム運営推進会議
- ・あいあい日和グループホーム運営推進会議
- ・グループホームあいあい運営推進会議
- ・地域密着型小規模特別養護老人ホームあかつき運営推進会議
- ・小規模特別養護老人ホームあさひ運営推進会議
- ・養護老人ホーム聖光園入所判定委員会

(3) 定例ミーティングの実施（地域包括支援センター内の打ち合わせ）

- ・新規相談ケースについての検討（毎月10日頃）
- ・各自担当ケースについての相談・報告（毎月10日頃）

(4) 事例検討会の開催（行政等関係機関との担当者会議）

- ・処遇困難ケースの事例検討会（適宜）
- ・虐待対応ケースの事例検討会（適宜）

2 紀北地域障がい者総合相談支援センター(受託事業)

[基本方針]

障がい者のライフステージに応じた生活を支援するために福祉サービスの利用援助（情報の提供、日常生活の相談・援助等）を障がい者の身近な地域で行う。また、個人が尊重され、地域で安心した生活を継続し、必要な福祉サービスが利用出来るようにするため関係機関と連携を図り、障がい者の福祉の向上並びに自立支援を行う。

【事業主体】

市町（尾鷲市・紀北町） / 三重県

【事業種目】

紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業（尾鷲市・紀北町）

障がい児療育等支援事業（三重県健康福祉部）

ジョブサポーター事務局運営事業（三重県生活部）

日中一時支援事業（尾鷲市）

[重点活動]

- (1) 「みんなが声を出して仲間と一緒に自分たちがつくるまち」をスローガンに行なってきた当事者を含めたプロジェクト活動や集いを発展させ、地域自立支援協議会として自分たちが考えた課題や解決策を提案していくしくみを検討し、支え合いができるまちづくりをめざしていく。
- (2) 紀北地域の計画相談支援において、本人のエンパワメントに結びつくような質の高い計画作りと関係機関との連携・ガイドライン作りに取り組む。

[人員配置]

相談支援員 4名 …保健師・精神保健福祉士、社会福祉士
(正規3名、日額1名) 保育士 等
時給職員3名・ボランティア1名 …保育士等の療育指導員
非常勤講師 1名 …言語聴覚士
ピアサポーター・ジョブサポーター (有償ボランティア)

1. 紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業

(1) 総合相談支援

地域で生活する障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

障がい者ケアマネジメントの手法を用いて、総合的に利用者の情報を整理し、ニーズを把握し、個別支援計画を本人とともに作成する。福祉サービスを利用することへの経験不足や抵抗がある場合には、根気よく説明し、体験を含めて利用を勧める。

- イ. 福祉サービス等の情報提供
- ロ. 各種支援施策に関する助言、指導等
- ハ. 日常生活全般の相談援助（健康・衣食住・就労・人間関係・余暇活動等）
- 二. 専門機関の紹介

※（２）計画相談支援（新）・障害児相談支援（新）

サービスを利用する場合に、市町に申請して認定区分を決定した後、本人の意向に沿った「サービス等利用計画」を作成し、関係機関と調整し、モニタリングを行い、サービスの有効利用を支援する。

- イ. 利用者との契約
- ロ. サービス等利用計画の作成
- ハ. サービス調整会議の開催
- 二. 本人に計画を渡すとともに、市町に提出する。市町が支給決定する。
- ホ. サービスの利用状況について、モニタリングする。
- へ. 必要時サービス利用計画の変更をする。

※（３）地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）（新）

障害者が住みなれた地域を拠点として、本人の意向に即して充実した地域生活を送ることができるよう病院や施設から地域へ移行するまでの６か月間（移行支援）と移行後の１年間（定着支援）に個別の移行計画に沿った手厚い支援を実施する。

- イ. 病院や施設との調整、市町との連絡調整
- ロ. 利用者との契約
- ハ. 地域移行計画の作成
- 二. 病院や施設訪問、同行支援、日中の活動の場の体験利用、外泊支援など
- ホ. 移行支援会議の開催・関係機関調整
- へ. 地域への啓発活動
- ト. 常時の連絡体制と緊急時の支援
- チ. 基本相談支援への連携

（４）ケース支援会議、サービス調整会議の開催及び参加

当事者や家族の参加する個別支援計画の会議を開催し、本人の意思を尊重した計画作成をする。本人・家族の自己解決能力向上（エンパワメント）を支援する。

関係機関との連携協力、サービス事業者への支援などを目的としたケース支援会議を開催または参加していく。

困難事例の検討をする研修会を開催する。

(5) 地域自立支援協議会の部会運営

障がい者の相談にのる中で、個別の対応では解決できず、地域全体で考えていかなければならない障がい者を取り巻く地域の課題について、当事者の参加を促しながら、官民共同で解決策を考えていくしくみを作る。

今年度は、平成22年度・平成23年度に行なった当事者参加のプロジェクト活動や集いから発展させ、テーマをしぼって活動する新しい部会に取り組みたい。

そして、地域自立支援協議会本会に当事者・保護者・支援者・一般市民等が、自分たちが考えた課題の解決策や要望を提案し、支え合いができるまちづくりをめざしていく。

(6) 権利擁護・虐待防止

障がいを持っていても、住みなれた地域で尊厳ある生活をし、充実した人生を送ることができるよう支援する。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用についても支援する。虐待防止について、研修等を受け、取り組みを考える。

(7) ピアカウンセリング、セルフヘルプ等の育成支援

障がいや病気を理解し、受け入れて共存していくには、仲間の力が有効であるため、ピアサポーターが地域で暮らす障がい者に対して支援活動を行うための体制づくりや助言を行う。さらには、社会資源の少ない紀北地域での地域生活支援の担い手として定着させる。また、本人にとっては、就労の訓練機会とする。

具体的には、月1回紀伊長島区でのすずらんサロン活動等を行う。

また、セルフヘルプ活動では、昨年度より、尾鷲市福祉保健センター1階ロビーにおいて実施している「就労体験サロン はあと畑」を継続支援していく。

(8) 障がい別対応業務

イ. 身体障がい者対応

申請代行、生活相談、福祉用具購入、受診支援
歩行訓練（尾鷲市 社会参加促進事業）の開催支援
広報CD作成の支援（尾鷲市 社会参加促進事業）
点訳依頼のコーディネート・ピアサポーター活動支援

ロ. 知的障がい者対応

申請代行、生活相談、受診支援
入所調整会議への参加
紀北作業所・ゆめ向井工房・分場瑠璃が浜等との連絡調整

ハ. 精神障がい者対応業務

心理教育、サービス利用支援、受診支援、医師連絡、
ピアサポーター活動支援、ピアサポーターによる紀伊長島サロン支援
保健所地域精神保健福祉連絡会への参加
地域移行連絡協議会への参加と協力・・・グループホームの検討を進める
紀南会尾鷲診療所、熊野病院、オランジュとの連絡調整
ひのきの会就労継続 B 型事業所 やきやまふぁーむ等との連絡調整
管外精神科病院退院支援

ニ. 発達障がい者対応業務

発達支援センター（れんげの里）との連携協力
かとう小児科（個別療育等）との連絡調整

ホ. 高次脳機能障がい者対応業務

高次脳機能障がい相談支援センターとの連携協力

2. 障害児療育等支援事業

(1) すまいる教室の開催

水 木 金 開催

交流会・・・全グループ合同で開催。夏祭り・クリスマス会
風の広場教室の開催・・・就学前の児童のみ年4回

(2) 個別指導援助のための検討会

(3) 相談支援・・・サービス調整、生活相談

(4) 親の会への協力・・・はあとの会等

(5) 関係機関との連携・療育連絡会議の開催

保育園 幼稚園 小中学校 くろしお学園 他の特別支援学校

かとう小児科 紀州児童相談所 れんげの里発達支援センター

あすなろ学園 草の実リハビリテーションセンター・特別支援学級

市町教育委員会 重症心身障害者相談事業（尾鷲総合病院）市町保健師

(6) おもちゃ図書館の開催

(7) その他 ・乳幼児検討委員会への参加

・チームおわせへの参加（5歳児チェック）

3. ジョブサポーター事務局運營業務（三重県生活部より受託実施）

障がい者就労を支援する機関、雇用している事業主、特別支援学校からの要請に応じ、働く職場にジョブサポーター（支援者）を派遣し、職場で起こっている問題を検討し、職場定着を支援していく。紀北作業所の就労・生活支援ワーカーと連携を図り、その指導を受けながら、計画的に支援に入る。

4. 日中一時支援事業（尾鷲市より受託実施）

夏休み等の長期休暇において、家庭外での居場所が必要な障がい児に対して、日中一時支援サービスを提供する。今年度も夏休み・冬休み・春休みに実施する。

5. 地域活動支援事業

障がい者向けの教室（フラワーアレンジメント教室・音楽教室）や支援の必要な当事者活動（ウイークエンドサークル・元気会）を地域活動支援事業として総合相談支援事業と区別して実施または支援する。

Ⅲ 介護サービス部門

1 居宅介護支援事業所

1. 重点目標

居宅介護支援事業では、行政、医療など各関係機関との連携を密にとり、新規利用者の確保、法改正に対応し法令順守に則った、適切なケアプランの作成、相談を充実していく。利用者や家族の視点に立ち、必要度の高い介護ニーズに対して効果的なサービスを提供していき、在宅で可能な限りの自立支援を行っていく。専門職としての資質向上を念頭に置いた各種研修への参加を積極的に行い、職員の技量を高めていく。

2. 事業方針

- (1) 管理者を中心とした組織作りで業務全般の改善を行い、地域から信頼・選択される事業所を目指す。
 - ・介護支援専門員やその他の従業者の管理
 - ・利用の申し込みに係る調整
 - ・業務の実施状況の把握
 - ・その他、管理を一元的に行う。
 - ・従業者に必要な指揮命令を行う。
- (2) 利用者や家族の在宅における生活意向を考慮したケアプランを作成する。
 - ・居宅サービス計画の作成
 - ・利用者、サービス事業所との連絡調整
 - ・サービス担当者会議の開催
 - ・実施状況の把握
- (3) 医療との連絡・連携を行う。
 - ・入退院時をはじめ、医療機関などと利用者に関する情報共有を行う
- (4) ケアマネジメントの質の向上を図る。
 - ・基本スキルの再確認
 - ・個々の職員の技量を高めることを目的とした研修の実施
 - ・居宅介護支援事業所連絡会や高齢者虐待防止に関する研修など外部の研修に、積極的に参加する。
 - ・認知症、独居高齢者に関する知識や援助技術の習得で、質の高いケアの充実を図り、サービスを強化する。

2 訪問介護事業所

1. 訪問介護・障がい福祉サービス事業

1. 重点目標

新規利用者や緊急時の対応に関する報酬加算など、サービス提供責任者の職責が評価されるため、介護報酬に見合うようサービス提供責任者の質の向上に重点を置く。利用者本位のサービス提供と訪問介護員に対する連絡・相談・教育が行える体制作りを目指す。また、サービス提供責任者をはじめとする常勤職員を中心に、各種研修への参加を積極的に行う。

2. 事業方針

- (1) 管理者を中心とした組織作りで業務の効率化を図る。
 - ・従業者および業務の管理を一元的に行う。
 - ・従業者に必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者の業務を明確にし、効率的・効果的な組織運営を行う。
 - ・サービスの申し込みに係る調整を行う。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
 - ・サービス担当者会議など、居宅介護支援事業所と連携を図る。
 - ・訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を指示し、利用者の状態について情報を伝達する。
 - ・訪問介護員の業務の実施状況を把握する。
 - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。
 - ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行う。
 - ・その他、サービス内容の管理に必要な業務を行う。

- (3) 利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供を行う。
 - ・利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達および訪問介護員の技術指導を目的としたチーム会議を定期的で開催する。

- (4) 業務中の事故や利用者の容体が急変した場合は、利用者の生命を第一に考えて行動する。

- (5) 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。
- (6) 事務処理をはじめとする業務全般の改善とニーズの発掘を行う。

2. 保険外サービス

「あんしん」のサービス提供にあたり、まず介護保険でのサービス提供が前提であるという、本事業の本来の姿を再確認し、利用者のすべての希望をかなえるサービスではなく、本人にとって必要で、自立を妨げない範囲でのサービス提供に努める。

3. 一般乗用旅客運送事業（患者等輸送事業）

介護輸送では、介護が必要な利用者に対する輸送であるという意識を持ち、これまで以上に利用者の安全に配慮した車両管理と運転技術の向上を目指す。

- (1) 運行管理体制の確立と安全運転の励行および研修などの実施
- (2) 必要な人材確保（二種免許）と効果的な運営

3 訪問入浴事業所

1. 重点目標

移動入浴車2台を有効活用し、在宅での自立した日常生活が行えるよう、身体の清潔保持、心身機能の維持を図る。また、サービスの質を維持するための職員配置・確保にも力を注いでいく。市内で唯一当事業を実施しているという強みを生かし、居宅介護支援事業者、医療機関等の関係機関との綿密な連携を図ることで、ニーズに応じたきめの細かいサービスの提供を目指す。

2. 事業方針

(1) すべての権限と情報を管理者に集約し、管理者を中心とした組織作りで業務の効率化を図る。

- ・従業者および業務の管理を一元的に行う。
- ・従業者に必要な指揮命令を行う。
- ・利用の申し込みに係る調整を行う。
- ・業務の実施状況の把握
- ・その他必要な管理を一元的に行う。

(2) 各関係機関との連携と利用者の心身の状況把握に努める。

- ・サービス担当者会議などを通じて、心身の状況や環境に沿ったサービスを行う。
- ・居宅介護支援事業者や保健医療サービス、福祉サービス提供者などと連携を図る。

(3) 職員のレベルアップを行い、質の高いサービスを提供する。

- ・衛生管理やサービスに関する知識と技術を身につけるため、外部研修や伝達研修を実施
- ・利用者に関する情報やサービス提供にあたっての技術指導などを目的とした会議を定期的実施する。

(4) 業務中の事故や利用者の容体が急変した場合は、利用者の生命を第一に考えて行動する。

(5) 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。

(6) 事務処理をはじめとする業務全般の改善とニーズの発掘を行う。

4 尾鷲社協デイサービス いきいき

1. 重点目標

介護保険制度のデイサービスと自立高齢者を対象とした一次・二次予防事業など、身体状況に応じたサービスを提供できる地域の介護予防拠点を目指す。また、地域包括支援センターや各居宅介護支援事業所などと連携を図り、短時間デイサービスの特徴を生かした新たなニーズの発掘を行う。

2. 事業方針

(1) 管理者を中心としたスムーズな事業運営を行う。

- ・従業員の管理
- ・利用の申し込みに係る調整
- ・業務の実施状況の把握
- ・その他、管理を一元的に行う。
- ・従業員に必要な指揮命令を行う。

(2) 各関係機関との連携と利用者の心身の状況把握に努める。

- ・サービス担当者会議などを通じて、心身の状況や環境に沿ったサービスを行う。
- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービス提供者などと連携を図る。

(3) 職員のレベルアップと各専門職の知識と技術を集約し各種加算の取得に見合う質の高いサービスを提供する。

- ・衛生管理やサービスに関する知識と技術を身につけ、個々の職員のレベルアップを目的とした研修を実施
- ・利用者に関する情報やサービス提供にあたっての技術指導などを目的とした会議を定期的に行う。
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、そのほかの職種の者が共同してサービスの提供を行う。
- ・利用者ニーズを最優先に考えると同時に、残存機能の維持、向上を目的とした介護予防サービスを心がける。
- ・一次・二次予防事業修了者に対して、事業修了後の実態確認を定期的に行う。

(4) 業務中の事故等に対しては、利用者の生命を第一に考えて行動する。

(5) 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。

5 輪内デイサービスセンター

予防通所介護・通所介護・障害者デイサービス(基準該当生活介護) 一般高齢者介護予防事業(市委託)の実施

1. 重点目標

介護保険サービスのデイサービスと障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護（障害者デイサービス）を事業の中心として実施しており、法令順守のもと利用者本位のサービスを提供する。介護保険の報酬改定により24年度は大幅な減収となるが、介護保険の理念に立ち返り、在宅生活の維持や自律支援、生活の質の向上などに取り組むとともに輪内センターを支える職員のレベルアップにも努めていく。また、地域の高齢者がいつまでも元気に生活ができるように支援する一般高齢者介護予防事業（市委託事業）にも力を注ぎ、地域に信頼される事業所づくりを目指す。

【概要】

- 利用定員 : 1日30人
- サービス内容 : 送迎サービス、健康チェック、入浴サービス
レクリエーション活動、食事サービス
機能訓練、口腔機能向上プログラム
- 年間行事等 : (春)花見、(夏)夏祭り、(冬)クリスマス会、その他
保育園・学校・地域サークル・実習生・ボランティアの受入れ

※入浴は、予防通所介護・通所介護・障害者デイサービス利用者のみ実施

※以下の通りの加算を算定

予防通所介護

運動器機能向上加算・事業所評価加算・サービス提供体制加算Ⅱ

通所介護

入浴介助加算・サービス提供体制加算Ⅱ

2. 事業方針

(1) デイサービスの実施について

利用者や家族の意向を尊重しながら、管理者や生活相談員など専門職により利用者の心身の状態を把握し、一人ひとりのニーズに合わせた質の高いサービスを提供する。また、常に適切なサービスを実施するために、サービス内容を定期的に評価していき、必要ときにはサービス内容の見直しを行っていく。

(2) プログラムについて

送迎、入浴、食事、排泄行為などについて、利用者の心身の状態に応じて支援する。機能訓練や口腔ケア、レクリエーションでは、利用者自らが主体的に取り組むよう働きかけ、身体機能の維持・向上を図ることで在宅での生活に結びつけていく。

(3) 利用者および家族、関係機関との連携について

利用者の心身の状態については家族をはじめ、かかりつけ医や介護支援専門員など関係機関と常に連携を図り、利用者の小さな変化も把握していく。

(4) 職員の資質向上について

- ・介護技術や接遇技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者に寄り添う介護を実践する。
- ・事業所の都合ではなく、利用者の都合を考え行動する。
- ・1年に1度は全体研修を行い、接遇や介護技術を習得する。
- ・デイサービス業務終了後に行う終礼で、利用者の状態やサービスの質について意見を出し合い、全員が共有できる体制作りに努める。
- ・職員の要望をくみ上げ、働きやすい職場を目指す。
- ・職員一人ひとりが広い視野を持ち、事業所全体を見つめ直し改善していく。
- ・個人情報の保護・管理については十分に配慮し、守秘義務は遵守する。

(5) 緊急・災害時対応について

- ・事故発生時はマニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- ・事故発生した原因、対策を総合的に検討し、今後の事故防止の対策として活用する。
- ・利用者の状態が急変した場合、マニュアルに沿って対応するとともに、家族・主治医・関係機関等に速やかに連絡し、状況によっては救急車を要請するなど、利用者の命を最優先に考える。
- ・当所および近隣で火事が発生した場合は、防火管理者の指示に従い速やかに利用者を安全・適切な方法で避難誘導し、初期消火にあたり、利用者の安全確保に努める。
- ・地震や津波が発生した場合は、利用者の避難誘導など安全確保を行い、当会本部、尾鷲市災害対策本部と連携し、利用者の安全と二次災害の防止に努める。
- ・火災・地震等の非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を年2回以上実施する。

(6) 苦情対応について

利用者やその家族からの苦情・要望は今後のサービス提供を行う上での、大切な提言であるとして誠実に対応する。苦情を受けた際は苦情報告書を作成し、改善策を講じる。

(7) 衛生管理について

- ・事業所の設備・備品等は定期的に消毒を施すなど、清潔の保持や衛生管理に十分留意する。
- ・職員は感染症に関する基礎知識の習得に努め、年一回以上の健康診断を受診する。

IV 輪内高齢者サービスセンター

1. 社会福祉協議会の分室

- (1) 地区福祉委員会活動の推進
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 福祉に関する各種相談事業の実施
- (4) 各種募金事業

2. 輪内地区配食サービス事業の実施

- (1) 輪内地区での生活支援型配食サービス事業の受託及び自主事業(あったか弁当)の実施 (週3回)

3. 輪内高齢者サービスセンターの管理・運営

- (1) 尾鷲市より施設指定管理者の指定を受け、効果的な管理、運営を行う。
- (2) 館内施設機能の有効活用及び施設の効果的な運営
- (3) 輪内地区における地域福祉向上のための有効な活用
 - ・地域包括支援センター及び障がい者総合相談支援センター主催の講習会
相談会の実施
- (4) 災害時における避難収容施設として受け入れ体制の整備
 - ・AED の使用方法の研修会などの災害時を想定した研修会の実施